令和元年８月１日
第１回福祉問題審議会
諮　問　事　項　１
社　会　福　祉　課

葬祭事業の廃止について

【現制度】

現在、本市の葬祭事業については、霊柩自動車の運行、祭壇の飾りつけや撤去を「習志野市霊柩自動車および装具の設置および管理に関する条例」に基づき有料にて実施しており、また、寝棺、納棺品を「習志野市葬祭に関する寝棺及び納棺品支給要綱」に基づき現物給付しております。

職員体制は、市職員４名を配置し、１月１日を除き３６４日稼働、５週１０休の勤務体制で運営しています。

・霊柩自動車（マイクロバス型　１５人乗）運行	使用料 9,130 円
・祭壇（５段　３段　２段）貸出、設置	使用料 8,500 円
・寝棺・納棺品支給	現物支給（無料）

【現状と課題】

・民間の葬祭業者の充実
・市民の葬儀に対する意識の変化
（地域密着型→利便性）
・平成５年度から四市複合事務組合葬祭事業（馬込斎場）に加入しており、本年１０月には第２斎場が供用開始となる

⇒ 本事業の利用者減少
費用対効果低下

（利用実績）　（単位：件）

	H26	H27	H28	H29	H30
霊柩自動車	８３	７６	６６	５１	４８
祭壇	４９	４３	４６	２５	２６
寝棺	２９９	３２２	３５３	３３６	３７３
納棺品	２７３	３１６	３４３	３２９	３６６
死亡者数(人)	１，１８９	１，２５４	１，２９４	１，２９５	１，３３８

【廃止による影響額】

事業費（消耗品、原材料費等）	△ 3,665 千円（一般財源ベース）
人件費（H29 平均給与 7,510 千円×4 人）	△30,040 千円
計	△33,705 千円

【規定の廃止】

本年度末をもって、次の規定を廃止します。
・習志野市霊柩自動車および装具の設置および管理に関する条例
・習志野市葬祭に関する寝棺及び納棺品支給要綱